

令和4年8月22日
三次市総務部総務課

三次労働基準監督署からの是正勧告について

三次労働基準監督署からの是正勧告及び指導により、勤務1時間当たりの給与額（時間単価）の算定方法を改正し、時間外勤務手当等を追加支給するものです。

詳細は別紙のとおり。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務部 総務課（担当／細美・桑田）
電話番号：0824-62-6102 FAX番号：0824-62-6137
E-mail：soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次労働基準監督署からの是正勧告について

1 趣旨

三次労働基準監督署からの是正勧告及び指導に基づき、勤務1時間当たりの給与額（以下「時間単価」という。）の算定方法を改正し、時間外勤務手当等を追加支給するもの。

2 経過と原因

令和4年6月に、市立三次中央病院において三次労働基準監督署による調査が実施された。その中で、役職調整手当及び特殊勤務手当を時間外勤務手当の計算の基礎に算入していないことにより、法定割増率で計算した時間外勤務手当を支払っていないことについて、是正勧告及び指導があった。

是正勧告及び指導を受けて、給与条例を再度点検し、その他の手当について、算入すべき手当かどうか令和4年7月に三次労働基準監督署に確認し、是正報告を行った。

計算の基礎とすべき手当を算入していなかった原因は、合併以降、国家公務員制度に準拠した算定方法としており、該当手当については基礎とならないと解釈していたため。

3 改正内容

算定方法の改正にあたっては、給与条例の一部改正が必要であるため、市議会9月定例会に条例改正（案）を提出する。

時間単価の算定の基礎に、次のとおり手当月額を追加する。

現行規定	改正後
(1) 給料	(1) 給料
(2) 地域手当※	(2) 地域手当※
	(3) 役職調整手当
	(4) 特地勤務手当※
	(5) 医師研究手当
	(6) 特殊勤務手当のうち次のものの合計月額 ・ 防疫等作業従事 ・ 放射線科、検査科等従事 ・ 行旅死亡人等の取扱いに従事

※給料に対する部分

4 算定方法

$$\text{時間単価} = \frac{(\text{給料} + \text{手当額} ※) \times 12 \text{ か月}}{(38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 52 \text{ 週}) - (7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 21 \text{ 日})}$$

※上記3の合計手当月額

5 時間単価の改正が影響する手当

時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当

6 適用日

賃金請求権のある期間に適用

適用日：令和2年4月支給分～（令和2年3月実績分～）

7 支給日

市議会9月定例会で給与条例改正（案）が可決された後，給与支給日にあわせて順次支給予定

8 支給見込

- | | |
|----------|---------------------|
| (1) 対象期間 | 令和2年4月支給分～令和4年7月支給分 |
| (2) 対象者数 | 676人 |
| (3) 支給額 | 174,266,038円 |

※実際の対象者及び支給額は，令和4年8月・9月支給分を加算

9 予算措置

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 病院事業会計 | 市議会9月定例会に補正予算（案）を提出 |
| (2) その他の会計 | 既存予算で対応 |

令和4年8月22日

三次市福祉保健部健康推進課

三次市診療所特別会計 消費税無申告について

診療所特別会計における市直営診療所の診療報酬以外の収入について、市町村合併時の平成16年度会計分から消費税の無申告が判明しました。

この度、平成28年度～令和2年度（5年より前は時効）の5年間及び令和3年度分について、自主的に申告します。

1 経緯

令和3年度診療所特別会計決算額において、新型コロナワクチン接種により、予防接種を含む収入が前年度より増収となったため、消費税の取扱いについて、本年6月に三次税務署に相談したことから判明しました。

2 今後の対応と再発防止策

診療所特別会計9月補正予算に納税額を計上し、速やかに申告・納付します。

※納税予定額11,992千円（内訳は、平成28年度～令和3年度分の消費税納税分9,481千円と平成28年度～令和2年度分無申告加算税303千円、延滞税2,208千円）

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 健康推進課（担当／立花・富野井）

電話番号：0824-62-6232 FAX番号：0824-62-6382

E-mail：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

市長コメント

この度、2件の事務誤りにより、三次市政に対する信頼を損なうことになりましたことは、誠に遺憾であります。

今回の誤りを厳粛に受け止め、法令遵守の一層の徹底を図るとともに、各業務の過程ごとの確認体制を強化することにより、再発防止に努め、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組む所存です。

令和4年8月22日

三次市長 福岡 誠志